

(1) 訪問看護の利用料

【基本部分】 ( 要介護 )

＜看護師が行う訪問看護＞ ※6級値にて算定 令和7年6月1日改定

サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担額 1割 ※(注2)参照	利用者負担額 2割 ※(注2)参照	利用者負担額 3割 ※(注2)参照
20分未満	3,271円	328円	655円	982円
20分以上30分未満	4,907円	491円	982円	1,473円
30分以上1時間未満	8,575円	858円	1,715円	2,573円
1時間以上 1時間30分未満	11,753円	1,176円	2,351円	3,526円

＜理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護＞

サービスの内容	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担額 1割 ※(注2)参照	利用者負担額 2割 ※(注2)参照	利用者負担額 3割 ※(注2)参照
1回につき(20分未満)	3,063円	307円	613円	919円

【基本部分】 ( 要支援 介護予防訪問看護 )

サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担額 1割 ※(注2)参照	利用者負担額 2割 ※(注2)参照	利用者負担額 3割 ※(注2)参照
20分未満	3,157円	316円	632円	948円
20分以上30分未満	4,699円	470円	940円	1,410円
30分以上1時間未満	8,273円	828円	1,655円	2,482円
1時間以上 1時間30分未満	11,357円	1,136円	2,272円	3,408円

＜理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護＞

サービスの内容	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担額 1割 ※(注2)参照	利用者負担額 2割 ※(注2)参照	利用者負担額 3割 ※(注2)参照
1回につき(20分未満)	2,959円	296円	592円	888円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

加算の種類	加算の要件	加算額		
		基本利用料	利用者負担金（自己負担額 1割の場合	
夜間・早朝、 深夜加算	夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の25%		
	深夜（22時～翌朝6時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の50%		
<u>病状により</u> 下記の 料金が加算されます	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担額 1割 ※（注2）参照	利用者負担額 2割 ※（注2）参照	利用者負担額 3割 ※（注2）参照
特別管理加算 (1月につき)	(I) 5,210円 (II) 2,605円	521円 261円	1,042円 521円	1,563円 782円
初回加算	(I) 3,647円 (II) 3,126円	365円 313円	730円 626円	1,095円 938円
長時間加算 (90分を超えた場合)	3,126円	313円	626円	938円
ターミナル加算	26,050円	2,605円	5,210円	7,815円
退院時共同指導加算	6,252円	626円	1,251円	1,876円
<u>希望により</u> 下記の 料金が加算されます	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担額 1割 ※（注2）参照	利用者負担額 2割 ※（注2）参照	利用者負担額 3割 ※（注2）参照
緊急時訪問看護加算	(I) 6,000円	600円	1,200円	1,800円